

調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、我が国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政資料その他の基礎資料を得ることを目的として、大正9年以来ほぼ5年ごとに実施されている。

なお、国勢調査は、大正9年に第1回が行われ、以来、10年ごとに実施（大規模調査）するとともに、その中間年に調査項目の少ない簡易な方法により行うこととされている。今回の調査は両調査合わせて20回目の調査であり、簡易調査当たる。

2 調査の期日

平成27年10月1日午前零時現在

3 調査の対象

調査期日において、我が国に常住するすべての人について行う。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属とこれらの家族を除く。

4 調査事項

平成27年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を13項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計17項目について調査した。

5 調査の方法

総務省統計局－都道府県－区市町村－国勢調査指導員－国勢調査員－世帯の流れにより行った。

総務大臣より任命された国勢調査員が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布した。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、紙の「調査票」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法により行った。